

さいたま地方法務局各庁別登記完了予定日

更新日 平成31年1月18日(金)

ご覧になりたい庁をクリックしてください

(完了予定日は午前10時頃更新します)

《各庁一覧》

本局	● 登記部門
支局	● 川越支局 ● 熊谷支局 ● 秩父支局
	● 所沢支局 ● 東松山支局 ● 越谷支局
	● 久喜支局
出張所	● 川口出張所 ● 鴻巣出張所 ● 上尾出張所
	● 志木出張所 ● 坂戸出張所 ● 本庄出張所
	● 飯能出張所 ● 春日部出張所 ● 草加出張所

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

● 書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

本局不動産・法人登記部門

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 (実地調査を要するものを除く)	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月24日 (木) 午後	1月18日 (金) 午後	1月18日 (金) 午後
	午後	1月24日 (木) 午後	1月18日 (金) 午後	1月18日 (金) 午後
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月25日 (金) 午前	1月21日 (月) 午前	1月21日 (月) 午後
	午後	1月25日 (金) 午後	1月21日 (月) 午後	1月21日 (月) 午後
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月25日 (金) 午後	1月22日 (火) 午前	1月22日 (火) 午後
	午後	1月25日 (金) 午後	1月22日 (火) 午後	1月22日 (火) 午後
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月28日 (月) 午前	1月23日 (水) 午前	1月24日 (木) 午後
	午後	1月28日 (月) 午後	1月23日 (水) 午後	1月24日 (木) 午後
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月28日 (月) 午後	1月24日 (木) 午前	1月25日 (金) 午後
	午後	1月28日 (月) 午後	1月24日 (木) 午後	1月25日 (金) 午後
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月29日 (火) 午前	1月25日 (金) 午前	1月28日 (月) 午後
	午後	1月29日 (火) 午後	1月25日 (金) 午後	1月28日 (月) 午後

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

川越支局

登記完了予定日

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 <small>(実地調査を要するものを除く)</small>	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月17日 (木) 午前	1月16日 (水) 午前	
	午後	1月17日 (木) 午前	1月16日 (水) 午前	
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月17日 (木) 午前	1月17日 (木) 午前	
	午後	1月17日 (木) 午前	1月17日 (木) 午前	
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月18日 (金) 午前	1月18日 (金) 午前	
	午後	1月18日 (金) 午前	1月18日 (金) 午前	
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月21日 (月) 午前	1月21日 (月) 午前	
	午後	1月21日 (月) 午前	1月21日 (月) 午前	
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月22日 (火) 午前	1月22日 (火) 午前	
	午後	1月22日 (火) 午前	1月22日 (火) 午前	
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月23日 (水) 午前	1月23日 (水) 午前	
	午後	1月23日 (水) 午前	1月23日 (水) 午前	

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

熊谷支局

登記完了予定日

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 (実地調査を要するものを除く)	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月17日 (木) 午前	1月16日 (水) 午後	
	午後	1月17日 (木) 午後	1月17日 (木) 午前	
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月17日 (木) 午後	1月17日 (木) 午前	
	午後	1月17日 (木) 午後	1月17日 (木) 午後	
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月18日 (金) 午前	1月18日 (金) 午前	
	午後	1月18日 (金) 午後	1月18日 (金) 午後	
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月21日 (月) 午前	1月21日 (月) 午前	
	午後	1月21日 (月) 午後	1月21日 (月) 午後	
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月21日 (月) 午後	1月22日 (火) 午後	
	午後	1月22日 (火) 午後	1月23日 (水) 午前	
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月22日 (火) 午後	1月23日 (水) 午後	
	午後	1月23日 (水) 午前	1月24日 (木) 午前	

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

秩父支局

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 <small>(実地調査を要するものを除く)</small>	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月11日 (金) 午後	1月15日 (火) 午後	
	午後	1月15日 (火) 午前	1月16日 (水) 午前	
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月15日 (火) 午後	1月16日 (水) 午後	
	午後	1月16日 (水) 午前	1月17日 (木) 午前	
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月17日 (木) 午前	1月17日 (木) 午後	
	午後	1月17日 (木) 午後	1月18日 (金) 午前	
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月17日 (木) 午後	1月18日 (金) 午後	
	午後	1月18日 (金) 午前	1月21日 (月) 午前	
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月18日 (金) 午後	1月21日 (月) 午後	
	午後	1月21日 (月) 午前	1月22日 (火) 午前	
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月21日 (月) 午後	1月22日 (火) 午後	
	午後	1月22日 (火) 午前	1月23日 (水) 午前	

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

所沢支局

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 <small>(実地調査を要するものを除く)</small>	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月16日 (水) 午後	1月16日 (水) 午前	
	午後	1月16日 (水) 午後	1月16日 (水) 午後	
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月17日 (木) 午前	1月17日 (木) 午前	
	午後	1月17日 (木) 午後	1月17日 (木) 午後	
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月18日 (金) 午前	1月18日 (金) 午前	
	午後	1月18日 (金) 午後	1月18日 (金) 午後	
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月21日 (月) 午前	1月21日 (月) 午前	
	午後	1月21日 (月) 午後	1月21日 (月) 午後	
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月22日 (火) 午前	1月22日 (火) 午前	
	午後	1月22日 (火) 午後	1月22日 (火) 午後	
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月22日 (火) 午後	1月23日 (水) 午前	
	午後	1月23日 (水) 午後	1月23日 (水) 午後	

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

東松山支局

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 <small>(実地調査を要するものを除く)</small>	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月15日 (火) 午前	1月16日 (水) 午前	
	午後	1月16日 (水) 午前	1月16日 (水) 午後	
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月16日 (水) 午前	1月16日 (水) 午後	
	午後	1月17日 (木) 午前	1月17日 (木) 午後	
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月17日 (木) 午後	1月18日 (金) 午前	
	午後	1月18日 (金) 午前	1月18日 (金) 午後	
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月18日 (金) 午後	1月18日 (金) 午後	
	午後	1月21日 (月) 午前	1月21日 (月) 午後	
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月21日 (月) 午後	1月21日 (月) 午後	
	午後	1月22日 (火) 午前	1月22日 (火) 午前	
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月22日 (火) 午前	1月22日 (火) 午前	
	午後	1月23日 (水) 午前	1月23日 (水) 午前	

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

越谷支局

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 <small>(実地調査を要するものを除く)</small>	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月16日 (水) 午前	1月17日 (木) 午前	
	午後	1月16日 (水) 午後	1月17日 (木) 午後	
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月17日 (木) 午前	1月18日 (金) 午前	
	午後	1月17日 (木) 午後	1月18日 (金) 午後	
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月18日 (金) 午前	1月21日 (月) 午前	
	午後	1月18日 (金) 午後	1月21日 (月) 午後	
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月21日 (月) 午前	1月22日 (火) 午前	
	午後	1月21日 (月) 午後	1月22日 (火) 午後	
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月21日 (月) 午後	1月23日 (水) 午前	
	午後	1月22日 (火) 午前	1月23日 (水) 午後	
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月22日 (火) 午後	1月24日 (木) 午前	
	午後	1月23日 (水) 午後	1月24日 (木) 午後	

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

久喜支局

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 <small>(実地調査を要するものを除く)</small>	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月15日 (火) 午前	1月16日 (水) 午前	
	午後	1月16日 (水) 午前	1月16日 (水) 午前	
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月16日 (水) 午前	1月17日 (木) 午前	
	午後	1月17日 (木) 午後	1月17日 (木) 午前	
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月17日 (木) 午後	1月18日 (金) 午前	
	午後	1月18日 (金) 午前	1月18日 (金) 午前	
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月18日 (金) 午前	1月21日 (月) 午前	
	午後	1月21日 (月) 午前	1月21日 (月) 午前	
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月21日 (月) 午前	1月22日 (火) 午前	
	午後	1月22日 (火) 午前	1月22日 (火) 午前	
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月22日 (火) 午後	1月23日 (水) 午前	
	午後	1月23日 (水) 午後	1月23日 (水) 午前	

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

川口出張所

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 <small>(実地調査を要するものを除く)</small>	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月18日 (金) 午後	1月17日 (木) 午前	
	午後	1月18日 (金) 午後	1月17日 (木) 午後	
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月21日 (月) 午前	1月18日 (金) 午前	
	午後	1月21日 (月) 午後	1月18日 (金) 午後	
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月22日 (火) 午前	1月21日 (月) 午前	
	午後	1月22日 (火) 午後	1月21日 (月) 午後	
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月22日 (火) 午後	1月22日 (火) 午前	
	午後	1月23日 (水) 午前	1月22日 (火) 午後	
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月23日 (水) 午前	1月23日 (水) 午前	
	午後	1月23日 (水) 午後	1月23日 (水) 午後	
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月24日 (木) 午前	1月24日 (木) 午前	
	午後	1月24日 (木) 午後	1月24日 (木) 午後	

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

鴻巣出張所

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 <small>(実地調査を要するものを除く)</small>	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月16日 (水) 午前	1月16日 (水) 午後	
	午後	1月16日 (水) 午後	1月16日 (水) 午後	
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月17日 (木) 午前	1月17日 (木) 午後	
	午後	1月17日 (木) 午後	1月17日 (木) 午後	
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月18日 (金) 午前	1月18日 (金) 午後	
	午後	1月18日 (金) 午後	1月18日 (金) 午後	
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月21日 (月) 午前	1月22日 (火) 午後	
	午後	1月21日 (月) 午後	1月22日 (火) 午後	
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月22日 (火) 午前	1月23日 (水) 午後	
	午後	1月22日 (火) 午後	1月23日 (水) 午後	
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月23日 (水) 午前	1月24日 (木) 午後	
	午後	1月23日 (水) 午後	1月24日 (木) 午後	

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

上尾出張所

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 <small>(実地調査を要するものを除く)</small>	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月18日 (金) 午前	1月17日 (木) 午前	
	午後	1月18日 (金) 午後	1月17日 (木) 午後	
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月18日 (金) 午後	1月18日 (金) 午前	
	午後	1月21日 (月) 午前	1月18日 (金) 午後	
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月21日 (月) 午前	1月21日 (月) 午前	
	午後	1月21日 (月) 午後	1月21日 (月) 午後	
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月22日 (火) 午前	1月22日 (火) 午前	
	午後	1月22日 (火) 午後	1月22日 (火) 午後	
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月23日 (水) 午前	1月23日 (水) 午前	
	午後	1月23日 (水) 午後	1月23日 (水) 午後	
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月24日 (木) 午前	1月24日 (木) 午前	
	午後	1月24日 (木) 午後	1月24日 (木) 午後	

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

志木出張所

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 <small>(実地調査を要するものを除く)</small>	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月17日 (木) 午後	1月15日 (火) 午前	
	午後	1月18日 (金) 午前	1月15日 (火) 午後	
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月18日 (金) 午後	1月16日 (水) 午前	
	午後	1月21日 (月) 午前	1月16日 (水) 午後	
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月21日 (月) 午前	1月17日 (木) 午前	
	午後	1月21日 (月) 午後	1月17日 (木) 午後	
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月22日 (火) 午前	1月18日 (金) 午前	
	午後	1月22日 (火) 午後	1月18日 (金) 午後	
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月23日 (水) 午後	1月21日 (月) 午前	
	午後	1月24日 (木) 午前	1月21日 (月) 午後	
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月24日 (木) 午後	1月22日 (火) 午前	
	午後	1月25日 (金) 午前	1月22日 (火) 午後	

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

坂戸出張所

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 <small>(実地調査を要するものを除く)</small>	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月11日 (金) 午前	1月11日 (金) 午前	
	午後	1月11日 (金) 午後	1月11日 (金) 午後	
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月15日 (火) 午前	1月15日 (火) 午前	
	午後	1月16日 (水) 午前	1月15日 (火) 午後	
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月17日 (木) 午前	1月16日 (水) 午前	
	午後	1月17日 (木) 午後	1月16日 (水) 午後	
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月17日 (木) 午後	1月17日 (木) 午前	
	午後	1月18日 (金) 午前	1月17日 (木) 午後	
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月18日 (金) 午前	1月18日 (金) 午前	
	午後	1月18日 (金) 午後	1月18日 (金) 午後	
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月21日 (月) 午前	1月21日 (月) 午前	
	午後	1月22日 (火) 午前	1月21日 (月) 午後	

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

本庄出張所

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 <small>(実地調査を要するものを除く)</small>	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月16日 (水) 午前	1月16日 (水) 午前	
	午後	1月16日 (水) 午後	1月16日 (水) 午後	
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月17日 (木) 午前	1月17日 (木) 午前	
	午後	1月17日 (木) 午後	1月17日 (木) 午後	
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月18日 (金) 午前	1月18日 (金) 午前	
	午後	1月18日 (金) 午後	1月18日 (金) 午後	
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月21日 (月) 午前	1月21日 (月) 午前	
	午後	1月21日 (月) 午後	1月21日 (月) 午後	
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月22日 (火) 午前	1月22日 (火) 午前	
	午後	1月22日 (火) 午後	1月22日 (火) 午後	
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月23日 (水) 午前	1月23日 (水) 午前	
	午後	1月23日 (水) 午後	1月23日 (水) 午後	

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

飯能出張所

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 <small>(実地調査を要するものを除く)</small>	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月15日 (火) 午後	1月15日 (火) 午前	
	午後	1月15日 (火) 午後	1月15日 (火) 午後	
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月16日 (水) 午前	1月16日 (水) 午前	
	午後	1月16日 (水) 午後	1月16日 (水) 午後	
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月17日 (木) 午前	1月17日 (木) 午前	
	午後	1月17日 (木) 午後	1月17日 (木) 午後	
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月18日 (金) 午前	1月18日 (金) 午前	
	午後	1月18日 (金) 午後	1月18日 (金) 午後	
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月21日 (月) 午前	1月21日 (月) 午前	
	午後	1月21日 (月) 午後	1月21日 (月) 午後	
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月22日 (火) 午前	1月23日 (水) 午前	
	午後	1月22日 (火) 午後	1月23日 (水) 午後	

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

春日部出張所

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 <small>(実地調査を要するものを除く)</small>	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月16日 (水) 午前	1月17日 (木) 午前	
	午後	1月16日 (水) 午後	1月17日 (木) 午後	
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月16日 (水) 午後	1月18日 (金) 午前	
	午後	1月17日 (木) 午後	1月18日 (金) 午後	
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月18日 (金) 午前	1月18日 (金) 午後	
	午後	1月18日 (金) 午後	1月21日 (月) 午前	
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月21日 (月) 午前	1月22日 (火) 午前	
	午後	1月21日 (月) 午後	1月22日 (火) 午後	
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月21日 (月) 午後	1月22日 (火) 午後	
	午後	1月22日 (火) 午前	1月23日 (水) 午前	
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月23日 (水) 午前	1月24日 (木) 午前	
	午後	1月23日 (水) 午後	1月24日 (木) 午後	

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)

草加出張所

申請日		登記完了予定日		
		不動産(権利)登記	不動産(表示)登記 <small>(実地調査を要するものを除く)</small>	商業・法人登記
平成31年 1月10日 (木)	午前	1月18日 (金) 午前	1月17日 (木) 午前	
	午後	1月18日 (金) 午前	1月17日 (木) 午後	
平成31年 1月11日 (金)	午前	1月18日 (金) 午前	1月18日 (金) 午前	
	午後	1月18日 (金) 午後	1月18日 (金) 午後	
平成31年 1月15日 (火)	午前	1月21日 (月) 午前	1月21日 (月) 午前	
	午後	1月21日 (月) 午後	1月21日 (月) 午後	
平成31年 1月16日 (水)	午前	1月22日 (火) 午前	1月22日 (火) 午前	
	午後	1月22日 (火) 午後	1月22日 (火) 午後	
平成31年 1月17日 (木)	午前	1月23日 (水) 午前	1月23日 (水) 午前	
	午後	1月23日 (水) 午後	1月23日 (水) 午後	
平成31年 1月18日 (金)	午前	1月24日 (木) 午前	1月24日 (木) 午前	
	午後	1月24日 (木) 午後	1月24日 (木) 午後	

注)本日申請分については、変更される場合がありますので、翌日以降に再度ご確認くださいようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

【必ずお読みください】

次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 不動産の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合
- 商業・法人登記で旧管轄の不動産登記所へ誤って申請した場合

【郵便等により登記申請をされた場合】の登記完了予定日の確認方法

申請書が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】の登記完了予定日の確認方法

添付書面が法務局に配達された日(配達日)を申請日とみなして、登記完了予定日をご確認ください。

●書留郵便等の配達日は日本郵便のホームページで確認できます。 → [郵便追跡サービスへ](#)